

# 相模原市農業委員会第11回会議議事録

開 会 日 時 令和2年1月31日 午後1時50分

閉 会 日 時 令和2年1月31日 午後3時22分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 ( 印 )

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史	17	高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 18名

欠席委員 1名(17番高橋三行委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 加藤敬  
上野貴裕 山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席 6 番

議席 11 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第72号	事務局職員の人事について
5	議案第73号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第74号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第75号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第76号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第68号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
10	報告第69号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第70号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第71号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
13	報告第72号	農地造成工事の完了報告について
14	報告第73号	非農地証明書の発行について
15	報告第74号	国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第75号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
17	報告第76号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第77号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

その他 相模原市賃借料情報

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第11回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、17番高橋三行委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、11番齋藤憲一委員をご指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

### 事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年12月26日から令和2年1月30日までの主な会務について、ご報告をさせていただきます。会務報告をご覧ください。

1. 会議でございます。

（1）国関係でございます。

1月8日、1月9日、主婦会館9階スズランにおきまして、令和2年女性農業委員登用促進研修会が開催されまして、榎田委員が出席されております。内容につきましては、講演、パネルディスカッションほかでございます。

同日1月9日、主婦会館9階スズランにおきまして、令和2年第10回全国農業委員会女性協議会総会が開催されまして、榎田委員が出席されております。内容につきましては、2019年度活動報告の承認に関する件ほかでございます。

次に、県関係でございます。

1月15日、神奈川県農業会議執務室におきまして、神奈川農業委員会女性協議会役員会が開催され、榎田委員が出席されております。内容につきましては、かながわ農業委員会女性協議会の運営についてほかでございます。

1月22日、産業貿易センタービル地下1階B102会議室におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員、相澤事務局長ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告8件でございます。

次に、市関係でございます。

12月26日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第10回総会を行いまして、農業委員16名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の許可申請についてほかでございます。

1月21日、市役所本館5階会長室におきまして役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

その他でございます。

1月28日、相模原市農協営農センター会議室におきまして、相談支援チーム会議が開催され、榎本主査ほか出席しております。内容につきましては、農業経営改善計画認定申請書の検討についてほかでございます。

裏面をご覧ください。

2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

1月25日、相模湖交流センターアートギャラリーにおきまして、第4次神奈川県二ホンザル管理計画に基づく事業の実施状況について県民説明会が開催され、農業委員

3名、推進委員1名が出席されております。内容につきましては、第4次計画に基づく事業の実施状況ほかでございます。

次に、市関係でございます。

12月27日、市役所本館2階第2応接室におきまして、市長への面会を行いまして、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長、私、次長が出席しております。内容につきましては、状況報告でございます。

同日12月27日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、令和元年仕事納め式が行われまして、相澤事務局長が出席しております。

1月6日、市役所職員会館2階体育室におきまして、令和2年仕事始め式が行われまして、八木会長、相澤事務局長、私、次長ほか出席しております。

1月7日、けやき体育館におきまして、令和2年相模原市賀詞交歓会が開催され、八木会長、阿部副会長、農業委員、農地利用最適化推進委員、相澤事務局長が出席されております。

1月10日、津久井総合事務所3階第1会議室におきまして、農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名、農業委員9名が出席されております。内容につきましては、農地再生モデル事業についてほかでございます。

1月12日、淵野辺公園隣接地におきまして、令和2年相模原市消防出初式が開催され、八木会長、相澤事務局長が出席されております。

1月24日、緑区合同庁舎2階会議室2-1におきまして、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員6名、農業委員7名が出席されております。内容につきましては、遊休農地等に係る状況、取組についてほかでございます。

以上でございます。

#### **議長（八木会長）**

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

### 議長（八木会長）

続いて、日程 2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いします。

### 委員長（阿部副会長）

1月24日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果をご報告します。お配りしております報告資料をご覧くださいと思います。

4の議題についてですが、（1）農地利用最適化推進委員（南区）担当について、嶋村推進委員の辞任に伴う欠員分の委嘱について、募集、選考方法、日程について、事務局から説明がございました。

（2）遊休農地等に係る状況、取り組みについて、市内における農地等の状況及び農地再生モデル事業、市耕作放棄地対策協議会の経過や課題について説明がありました。委員からは、事業内容や新規参入の促進、新規就農者の支援について意見がありました。

（3）12月までの活動報告についてですが、委員から、担当区域における農地の現状について報告がありました。また、農家や農地の情報共有ができると活動がしやすいなどの意見がありました。

（4）その他ですが、事務局から、今後の会議等の日程について説明がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の報告を終わります。

### 議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がありましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告を終わります。

### 日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

#### 議長（八木会長）

続いて、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

松島所長に報告いたさせます。

#### 事務局（松島所長）

それでは、1月10日に開催いたしました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果をご報告いたします。お配りしております報告資料をご覧くださいと存じます。

4の議題についてですが、（1）農地再生モデル事業につきまして、農地再生モデル事業の概要について、事務局から説明を行いました。本年度事業の成果品の活用につきまして、学校給食への提供等が可能か、確認することとなりました。再生した農地の担い手につきましては、近隣農業者へ意向の確認を行った後、農地中間管理機構に相談することといたしました。また、令和2年度の事業内容や候補地につきましては、引き続き、検討を行うことといたしました。

（2）12月までの活動報告につきましては、委員から、有害鳥獣の被害状況等について、ご報告がありました。

（3）農地利用最適化推進委員（南区）担当について、事務局から、嶋村推進委員の辞任に伴う欠員分の委嘱について、募集、選考方法、日程等について説明を行いました。

（4）その他、事務局から、今後の会議等の日程について説明を行いました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

#### 議長（八木会長）

ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

## 日程4 議案第72号 事務局職員の人事について

**議長（八木会長）**

続いて、日程4 議案第72号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（鈴木次長）**

それでは、1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第72号 事務局職員の人事について。相模原市農業委員会事務局職員の処分に  
ついて、別紙のとおり決定する。令和2年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

本件につきましては、事前にご説明させていただいたとおりでございますが、相模原市農業委員会規程第19条の倫理等の取り扱いにおきまして、市長の事務局の例によるものとされており、農業委員会としての決定を行うために提案させていただくものでございます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

ご異議なしと認めます。

よって日程4 議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第73号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1014から1015は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の2件の説明をいたします。4ページと5ページをご覧ください。

收受番号3-1014は、緑区青山に住む譲受人が、八王子市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページと2ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青山の畑、3筆、1,350㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地10筆、4,934㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は70日ですが、世帯員である母が150日、妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

收受番号3-1015は、緑区青野原に住む譲受人が、同じく青野原に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページから5ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は青野原の畑、3筆、2,049㎡です。今後の作付は、ウド、ユズや露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、3,165㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、子2人が50日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

やご意見はございませんか。

收受番号3 - 1014については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**15番（榎田委員）**

1月25日に現地調査をまいりました。譲受人は、お手元の地図の と書いてある上のところに住宅がありますところが譲渡人です。1ページに2つ土地がありますが、その真ん中にお墓があります。これが譲渡人のお墓になります。結局、この畑については、引き受け手がないために、荒れ地になったり、転用される可能性もあったんですけど、幸いにも、すぐ上の譲受人が農業を拡大するという事で引き受けてくださることになりましたので、とてもよかったなという感じで見てきました。両方ともきれいに耕うんされており、2ページについては、冬野菜がつくってありましたので、これから後も良好な農地として継続されるものと思っております。

以上です。

**議長（八木会長）**

続いて、收受番号3 - 1015については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**2番（八木 拓美委員）**

1月30日、現地を視察してまいりました。3筆とも、昨日の段階では、画面より草刈りがされて、きれいな形になっていまして、問題ないかと思われまして、特に2250番については、現時点でもきれいに作付が行われていまして、特に問題ないかと思われまして。

補足説明ですが、譲受人は、案内図の1015 - 3に書いてある農地の近郊の会社があるかと思うんですけども、こちらを经营されている方で、地に根づいた方ということなので、ここにおいても全く問題ないかと思われまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第73号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程5 議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第74号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-19から4-22及び4-1006は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページから10ページをご覧ください。本庁分を説明します。

收受番号4-19は、申請人が所有する上溝の農地、5筆、1,855㎡を資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック積み1段及びフェンスで土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は古山一の関公園の北西約140mです。

続きまして、收受番号4-20は、申請人が所有する田名の農地、5筆、2,769㎡を資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、鋼板単管パイプで土留めをし、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の北東約300mです。

続きまして、收受番号4-21は、申請人が所有する新磯野の農地、2筆、1,982㎡を車両置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売業者からの要望により、車両置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、土留め鋼板で土留めをし、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約580mです。

続きまして、收受番号4-22は、申請人が所有する磯部の農地、1筆、297㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産会社からの要望により、貸し駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車

両出入り口側を除き、安全鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約290mです。

以上で本庁分を終わります。

#### **事務局（松島所長）**

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。10ページをご覧ください。

收受番号4-1006は、申請人が所有する緑区川尻の農地、4筆、2,977㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分2カ所が本案件の申請地となります。申請理由としましては、申請人は隣接地でカタクリの里を開園しており、来園者用仮設駐車場として一時転用するためです。転用期間は、許可日から令和2年6月15日までの約4カ月間です。転用期間終了後は、コスモス、そばなどの作付を行う計画です。農地区分は農用地区域です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、新設単管パイプ柵及び鋼板矢板で土留めする計画で、雨水は、ウッドチップによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立広田小学校の南西約380mです。

以上で説明を終わります。

#### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-19については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

#### **10番（小林委員）**

1月25日に現地を確認してまいりました。現況ですが、利用状況に普通畑と書いてありますけれども、まさに普通畑で、ニンジンとかカリフラワー、レタスとか、まだ作物が残っている状態で、きれいに耕作している状況です。現地は、東側が道保川の土手になります。西側は片側1車線ずつの9mの道路です。2トントラック2台が出入りするという計画ですけれども、十分に出入りできる道路ではあります。周りを確認したところ、ちょっとくぼんでいるところ、既に土砂置き場になっているところのブロックがちょっと崩れているところがありまして、そこは直すでしょうけれども、そこから土砂があふれている状況がありましたので、ちょっと気になった点はございました。東側は川の土手で民家もありませんし、西側は道路になりますので、周辺への影響は少ないと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号4-20については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **14番（金井委員）**

1月27日に現地を見てきました。現在、耕作等はされていませんが、うなっている部分もあります。草が生えていたりという状況でした。隣が駐車場になっておりまして、周りの畑も、余り耕作が進んでいるようには見えなかったもので、周りに与える影響は、特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号4-21及び4-22について、南区担当委員さん、お願いい

たします。

#### 1番(西山委員)

1月20日に現地調査してまいりました。

まず、4-21ですが、2筆で、写真は中央から左右に撮ってありますが、一見すると、細長い1枚の畑に見えます。ところが、真ん中に1.82mの幅員の道路がありますので、ここを駐車場として使う場合、1.82mの幅員をしっかりと確保できるような注意が必要かと思っておりますので、指導をお願いいたします。左右を見ましても、車等の置き場になっておりまして、全体的な状況として適当な場所ではなからうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう1件、4-22になります。老人ホームのすぐそばの畑です。駐車場として利用するというのですが、この左右は、結構、荒廃しています。そして、後ほどもまた出てくるんですが、駐車場にしやすいようなところを選んで、お願いされているのかなと思うようなところなんです。現在、ネギ等が植わってきれいになっていますので、場所的にも、これから先、駐車場等できれいになっていけばいいのかなと、そんなことを思いながら、全体的方向性を見ながら適当と認めますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

#### 議長(八木会長)

收受番号4-1006について、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

#### 8番(中里委員)

1月21日に現地の調査を行いました。現地調査をしているときに、たまたま申請者とお会いすることができました。聞き取りも多少しましたけれども、先ほど事務局から説明があったとおり、土砂の流出とか、そういう面には万全を期して行っておることを確認しております。また、城山カタクリ園という自宅の上の山がカタクリの里になっておりまして、通年、その時期になりますと、何万人の方々がお見えになるということも聞いております。また、地域のイメージアップも兼ねて、ご本人も一生懸命、事業をされていると聞いております。問題はないと思っておりますけれども、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長(八木会長)

それでは、これより質疑に入ります。

#### 質疑なし

#### 議長(八木会長)

よろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第74号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 全員挙手

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程 6 議案第 7 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程7議案第75号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-19から5-20及び5-1041から5-1043は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページをご覧ください。本庁分を説明いたします。

收受番号5-19は、譲受人の有限会社カトリ総業が、譲渡人が所有する磯部の農地、1筆、661㎡の所有権移転を受け、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、賃借権により使用していた資材置き場を土地区画整理事業に伴い返却したため、新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、安全鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北東約250mです。

続きまして、收受番号5-20は、譲受人のサーティーフォー東京株式会社が、譲渡人が所有する大島の農地、1筆、1,038㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。案内図は12ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営む法人が、都市計画法第34条第11号による都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例で、市長が指定した土地の区域において、宅地5区画、道路、下水道施設及びごみ集積場の開発を行うための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側出入口を除き、ブロック積み1段から3段で土留めをし、雨水については、浸透トレンチによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は中の郷あさひ公園の東側隣接地です。

以上で本庁分を終わります。

### 事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件をご説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

收受番号5-1041は、貸出人が所有する緑区长竹の農地、2筆、498㎡に使用賃借権を設定して、自己住宅として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地です。申請理由は、借受人は現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するた

めです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み3段及び土留め矢板を設置し、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は串川グラウンドの北東約630mです。

次に、收受番号5-1042は、貸出人が所有の緑区佐野川の農地、2筆、339㎡のうち164.39㎡に賃借権を設定し、倉庫及び進入路として転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地です。申請理由は、借受人の法人は社会福祉事業を営んでおり、現在使用中の書類倉庫が手狭となったため、新たに倉庫を建設するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック擁壁を設置し、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は緑区役所佐野川連絡所の北西約550mです。

次に、收受番号5-1043は、譲渡人が所有の緑区日連の農地、1筆、421㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は15ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地です。申請理由は、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、既設擁壁及び新設の土留め矢板を設置し、雨水については、雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野小学校の南東約170mです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-19については、南区担当委員さん、お願いいたします。

#### 1番（西山委員）

先ほどと同じように、1月20日に現地視察してまいりました。この写真の荒れている隣が先ほど4-22で説明いたしました駐車場にするところです。この写真を見てもわかりますように、左側のごみ等が置かれているところが荒れているところで、その左右にわたって、駐車場等で使用したいという目的で申請が出ております。右側も比較的きれいで、車の置き場等になっておりまして、この一帯がこれから先そういうふうになってしまうのかなと思うと、適当と認めて、きれいにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-20については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### 4番（古木委員）

1月19日に調査いたしまして、手前は市道塚場榎戸線に面した土地で、約1,038㎡あります。右側と奥は新規に住宅が建っております。左側にも1軒、家があって、奥に車があるんですが、これは駐車場です。その奥が畑に一部面している。家については、道路を除いてブロックを1段間隔で積むという申請になっております。雨水については、浸透ますになると思われれます。建物は5棟、真ん中に道路が敷かれて、雨水、下水の排出等を行われる形になって、特に問題ないと思いますが、皆様のご審議をよ

ろしくお願いします。

以上です。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1041については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**9番（市川委員）**

1月23日に現地を確認してまいりました。この場所は、去年、農用地から除外された場所であり、また、金原準工業地域の隣接地でもありますので、問題ないのではないかと思います。よろしくご審議ください。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1042と收受番号5 - 1043については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

**18番（天野委員）**

1月24日、現地調査に行きました。

5 - 1042につきましては、グループホームの敷地の増設で農地の約50%ぐらいの転用です。この関係につきまして、農地法の関係では、図面上の分割でいいのかどうか、建築基準法の関係で、敷地を増設するに当たって、増設部分については敷地分割の登記が必要かどうか、その2点について事務局に質問いたしましたところ、農地の転用の部分については、図面上の分割でいい。それと、建築基準法については、敷地の増は一体となった附属建物、だから、これもオーケーになる。そのことを踏まえて、調査に参りました。分割した残りの部分は、傾斜地で使えないような土地になっています。竹林ですから、いたし方ないと判断させていただきました。

それから、5 - 1043の土地につきましては、北傾斜の周囲が住宅地になっているところですが、これについても、事務局が説明したとおりで支障がないと判断させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第75号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 76 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 76 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、14 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 76 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 1077 から 31 - 1079 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 1 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の 3 件を説明いたします。15 ページから 16 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 1077 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 16 ページをご覧ください。契約期間は 3 年 11 カ月、件数は 1 件、1 筆、面積は 1,695 m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号 31 - 1078 は、新規となっておりますが、昨年 12 月末まで利用権設定を行っており、相続人確定により、改めて利用権を設定するものでございます。案内図は 17 ページをご覧ください。契約期間は 4 年 11 カ月、件数は 1 件、2 筆、4,528 m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号 31 - 1079 は、農地所有適格法人として新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページをご覧ください。契約期間は 4 年 11 カ月、件数は 1 件、3 筆、面積は 2,328 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 16 番（藤村委員）

31 - 1079、アグリスマイルさんですけれども、これは農家ではなくて企業、法人ということで、借り手の耕作面積ゼロで出来るのか。

### 事務局（松島所長）

農地所有適格法人の代表ですけれども、21 歳と非常にお若い方ですが、農業技術については、高校等できちんと習得している方になります。実は 2 年ほど前の平成 30 年 4 月の全員協議会におきまして、利用権の設定を予定されているとご説明させていただいたことがございます。当時、借り入れ予定の農地、やはり藤野ですが、合意には至らず、今回まで延びてしまったということがございます。その間は知人の農地で手伝いをしていたと伺っておりまして、ここで念願かなって、利用権の設定等を行うことになったということがございます。

以上です。

#### 16番（藤村委員）

若くしてこういうことをやられるというのは非常に好ましいことですが、いわゆる普通の新規就農者であれば、農政課等から各種の支援が得られるんですけども、今、経験があるとおっしゃられたけど、農業技術以外に、農業経営とか十分やっていける状態なのか。

#### 事務局（松島所長）

非常にお若い方ですが、現在、祖父母と藤野と一緒に住まわっていて、祖父母も農業経験があるということで、当然、今後、お手伝いもしてくれると伺っております。作物をつくった後のことも非常に真剣に考えていらっしゃる方ですので、事務局としては、そのような心配はないと思っております。

以上です。

#### 4番（古木委員）

21歳と聞いて、高校を卒業して、かながわ農業アカデミーへ2年行けば、大体いいのかなと、専門学校ということで農地を取得できる権利が持てるのかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

#### 事務局（松島所長）

この方は、2年前に高校を卒業したばかりですが、高校在学中から起業について非常に興味がある方ございまして、在学中に起業を学んで、実際に今回、アグリスマイルという農地所有適格法人を設立するに当たりまして、神奈川県にもしっかりと確認した上で、この法人について、設立が認められているという状況でございます。

以上です。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

#### 4番（古木委員）

はい。

#### 議長（八木会長）

ほかにございますか。

### 質疑なし

#### 議長（八木会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第76号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

### 全員挙手

#### 議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 報告第68号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

### 議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程9報告第68号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、17ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第68号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の18ページをご覧ください。今回、証明書は1件です。

整理番号1-54につきましては、緑区大島に所在の3筆、3,179㎡及び中央区田名に所在の7筆、10,111㎡の相続に伴うものです。

当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、相続人より適格者証明願の提出がございました。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者につきましても、耕作に必要な農機具を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認しまして、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断をいたしました。

よって、整理番号1-54につきましては、1月8日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

ほかにご発言ございますか。

ないようですので、以上で日程9報告第68号を終わります。

ついて

**議長（八木会長）**

続いて、日程 10 報告第 69 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（一之瀬総括副主幹）**

それでは、19 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 69 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 10 条の規定に基づいて買い取り申し出る生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 20 ページをご覧ください。

証明番号 2 - 13 につきましては、中央区宮下本町に所在の生産緑地 1,009 m<sup>2</sup>の農業の主たる従事者が、令和元年 8 月に故障したことに伴うものです。

証明番号 2 - 15 につきましては、中央区淵野辺本町に所在の生産緑地 691 m<sup>2</sup>の農業の主たる従事者が、平成 31 年 1 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 16 につきましては、南区古淵に所在の生産緑地 502 m<sup>2</sup>の農業の主たる従事者が、令和元年 11 月に故障したことに伴うもので、当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。このことにつきまして、ご家族、ご本人及び近隣の方々から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されました。地区農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 13 は 12 月 20 日付で、証明番号 2 - 15 及び 2 - 16 は 12 月 27 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程 10 報告第 69 号を終わります。

## 日程 1 1 報告第 7 0 号 農地所有適格法人の報告について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 報告第 7 0 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、2 1 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 7 0 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和 2 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 2 ページをご覧ください。

株式会社ゆうゆう農場から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、2 3 ページから 2 5 ページの内容となっております。

続きまして、2 6 ページをご覧ください。

有限会社内藤農産から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、2 7 ページから 3 1 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 7 0 号を終わります。

## 日程 1 2 報告第 7 1 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に

### ついて

#### 議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 報告第 7 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、30 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 7 1 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について。相模原市長から別紙の市民農園の廃止について、通知があったので報告する。令和 2 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、31 ページから 33 ページをご覧ください。

収受番号 1 から 5 は、土地所有者から相模原市が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、農業委員会の承認を得て借り受けて開設した市民農園です。廃止日は、収受番号 1 が平成 30 年 1 1 月 30 日、収受番号 2 及び 3 が平成 31 年 1 月 31 日、収受番号 4 が平成 31 年 2 月 28 日、収受番号 5 が令和元年 1 2 月 17 日です。なお、収受番号 5 については、農園の一部を廃止するものです。廃止理由は、いずれも土地所有者の都合により、他の用途で使用する事となったものです。

以上で報告の説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 2 報告第 7 1 号を終わります。

## 日程 1 3 報告第 7 2 号 農地造成工事の完了報告について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 1 3 報告第 7 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、3 4 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 7 2 号 農地造成工事の完了報告について。別紙農地造成工事施工完了報告について、農地造成工事指導要綱第 1 2 条第 1 項の規定により検査した結果、承認どおり工事が完了したと認められるため、同条第 4 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3 5 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 1 0 0 1 は、令和元年 6 月 1 8 日に承認を行った農地造成工事で、7 月 3 1 日に事務局にて中間検査を行い、令和 2 年 1 月 9 日に地区担当委員さんと完了検査し、専決処理したので報告するものです。今後の作付は露地野菜で、カボチャ、サツマイモ等を予定しています。工事前、工事完了後の状況は、スクリーンをご覧ください。当該地は、畑の土壌改良を目的として、黒土を赤土に入れかえたものです。工事後の隣接地との境界につきましては、隣接地と等しい高さとなっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 7 2 号を終わります。

## 日程 1 4 報告第 7 3 号 非農地証明書の発行について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 7 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、36 ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 7 3 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37 ページから 39 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計 6 件です。

非農地の状況の内訳としましては、資材置き場が 3 筆、建築物の敷地が 3 筆、山林が 10 筆、境内地が 2 筆、道路及び進入路が 1 筆、合計 6 件、19 筆で、5,791.83 m<sup>2</sup>です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 7 3 号を終わります。

会に対する調査結果の報告について

**議長（八木会長）**

続いて、日程 1 5 報告第 7 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（松島所長）**

それでは、40 ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第 7 4 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、東京国税局長に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、41 ページをご覧ください。

番号 1 0 0 3 は、東京国税局より照会を受けた土地、1 件、1 筆です。1 2 月 5 日に地区担当委員さんと現地を調査いたしました。当該地は自己住宅敷地として過去に転用許可済みで、現況も住宅敷地であることから、非農地である旨、1 2 月 1 3 日付で回答いたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 7 4 号を終わります。

## 日程 16 報告第 75 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

### る調査結果の報告について

#### 議長（八木会長）

続いて、日程 16 報告第 75 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、42 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 75 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、43 ページをご覧ください。横浜地方法務局相模原支局より、12 月 19 日付及び 11 月 29 日付で照会を受けた土地、2 件、2 筆です。

番号 37 は、市街化区域で、平成 28 年に農地転用届け出済みの土地であるため、航空写真及び事務局の現地調査により、12 月 23 日に雑種地であることを確認しました。

番号 1003 は、昭和 62 年に農地転用許可済みであり、12 月 6 日に地区担当委員さんと現地調査し、駐車場であることを確認いたしました。

本件は、農地転用届け出済みであり、原状回復命令を発する予定はなしとして、それぞれ 12 月 25 日付、12 月 13 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 16 報告第 75 号を終わります。

## 日程 17 報告第 76 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 17 報告第 76 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、44 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 76 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、45 ページから 47 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、10 件、37 筆でございます。現況が農地の筆につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 17 報告第 76 号を終わります。

## 日程 18 報告第 77 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

### ついて

#### 議長（八木会長）

続いて、日程 18 報告第 77 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、48 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 77 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 2 年 1 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、49 ページから 51 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、16 件、23 筆です。

続きまして、52 ページから 56 ページをご覧ください。

第 5 条の届け出件数は、本庁分のみで、24 件、41 筆です。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 18 報告第 77 号を終わります。

## その他 相模原市賃借料情報

### 議長（八木会長）

続いて、その他ですが、相模原市賃借料情報について、事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局（加藤主査）

それでは、相模原市賃借料情報について、説明させていただきます。別途配付されてございます、総会その他資料をご覧ください。

農地法第52条及び全国農業会議所の賃借料情報提供の手引により、農業委員会において、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実情を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

これに伴い、毎年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準について、田畑別に、平均額、最高額、最低額などについて公表するものです。この情報は、昨年1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料を抽出し、全国農業会議所の手引に従って作業を行ったものです。

1の田の部については、平均額は6,700円、最高額は10,100円、最低額は4,900円でしたが、平成30年はデータ数が公表すべき基準に満たず、公表なしとなったため、比較できません。直近の情報である平成29年と比較しますと、平均額は同額、最高額は4,000円低く、最低額は400円高くなっています。

続きまして、2の畑の部については、平均額は7,000円、最高額は14,000円、最低額は2,900円でしたが、平成30年と比較して、それぞれ平均額が5,300円、最高額が9,600円、最低額が1,800円低くなっています。

なお、この金額は、あくまでも目安であるため、実際の契約に際しては、当事者間で十分に話し合いをして決めていただくこととなります。

また、この情報の公開方法について、農業委員会の窓口閲覧、相模原市のホームページでの公開、農業のうごきへの掲載により、広く情報提供を行う予定です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 2番（八木 拓美委員）

畑の部で、令和元年と平成30年で、結構、金額が開いている傾向にあるんですけども、これは何か大きな要因はあるのでしょうか。

### 事務局（加藤主査）

データ数につきましては、年度によって変わってきますけれども、今回は賃貸借の更新が多くございましたので、大きく数字が開いたと考えております。

### 2番（八木 拓美委員）

データ数もですけど、金額が結構、差が開いている。

**事務局（加藤主査）**

平成30年の畑の平均額が高いは、除外しないデータの最高額が高かったことが可能性として考えられるということでございます。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**2番（八木委員）**

はい。

**議長（八木会長）**

ほかに、ご発言ございますか。

**16番（藤村委員）**

このデータの出し方ですけど、実は平均の出し方が2種類ありまして、例えば111件あったデータを単純平均して、こういうことになるんですね、上と下を削っているんですね。たしか、そんな感じだったと思います。ただ、各地の資料をチェックしますと、重みづけですね。例えば、狭い畑を高い値段で借りているような場合は、それを1件とするかどうかという話になるんです。すぐ、わかりますよね。そういうのを面積で重みづけしてやっているのもあって、実はそれが、もともとは農水からも、そういう指定が全くないんですね。統計学がちょっとでもわかっている人は後者を使うし、平均を出しなさいと言われたら、111件平均すればいいだろうとって、皆さん、ほとんどがそっちでした。ただ、実情をあらわすとすれば、重みづけをしたほうがいいのではないかと思います。

**事務局（加藤主査）**

こちらの算出方法につきましては、全国農業会議所の賃借料情報提供の手引の方法にのっとった方法で出させていただきます。

**16番（藤村委員）**

だから、必ずしも状況をきれいに平均されているとはいえない。

**議長（八木会長）**

1つの参考として見ていただければと思いますけれども、ほかになければ、以上で、その他の相模原市賃借料情報を終わりたいと思います。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第11回総会を終了いたします。